

【教育委員会議事録】令和2年3月定例会

開催日時	令和2年3月27日（金） 15:00～16:10
開催場所	下関市教育センター 3階中研修室
出席委員の氏名	児玉 典彦（教育長） 小田 耕一（教育長職務代理者） 藤井 悦子 吉村 邦彦 児島 まさ子
欠席委員の氏名	欠席なし
委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名	<p> 教育部長 竹内 徹 教育部次長 藤田 信夫 教育部次長 三井 清 教育調整監 萬松 佳行 教育政策課長 田村 尚美 学校教育課長 大田 一夫 教育指導監（生徒指導推進室長） 瀬下 信二 教育研修課長 岡 良治 学校支援課長 大賀 健 学校保健給食課長 山本 匡章 生涯学習課 主幹 花田 淑子 文化財保護課長 濱崎 真二 教育部参事（図書館政策課長事務取扱） 鶴田 将之 教育部参事（美術館長・歴史博物館副館長事務取扱） 中村 美幸 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長 松下 孝幸 下関商業高等学校事務長 富田 智雄 菊川教育支所長 山本 洋美 豊田教育支所長 石田 正成 豊浦教育支所長 日吉 克浩 豊北教育支所長 西村 敬教 こども未来部 幼児保育課長 東矢 博信 こども未来部 幼児保育課 課長補佐 丹嶋 篤 教育政策課長補佐 内田 泰敬 教育政策課主査 倉前 啓介 教育政策課主任 峰岡 優介 </p>
傍聴人の数	傍聴人なし

次第（目次）

【開会の宣告】	……………	P 4
【署名委員の指名】	……………	P 4
【教育長報告】	……………	P 4
【議案審議】		
第 1 3 号	下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則……………	P 6
第 1 4 号	下関市教育委員の権限に属する事務の補助執行に 関する規則の一部を改正する規則……………	P 8
第 1 5 号	下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則……………	P 6
第 1 6 号	下関市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令……………	P 6
第 1 7 号	下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等 に関する規則……………	P 9
第 1 8 号	下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部を改正する規則……………	P 9
第 1 9 号	下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則……………	P 6
第 2 0 号	下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を 廃止する規則……………	P 11
第 2 1 号	下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則……………	P 5
第 2 2 号	下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の 一部を改正する規則……………	P 6
《非公開》		
第 2 3 号	令和 2 年度 教育委員会及び教育機関の職員の 任免について……………	P 18
【報告事項】		
	下関市立小学校への通級指導教室新設について……………	P 12
	向山小学校敷地内においての自動車損傷事故について……………	P 13
	学校給食施設再編整備について……………	P 13
	令和 2 年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び会館日の変更について……………	P 14

下関市立図書館の開館時間について	P 15
令和 2 年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について	P 16
令和 2 年度下関市立東行記念館の臨時開館について	P 16
【その他】	P 17
【閉会の宣告】	P 19

【開会の宣告】

児玉典彦（教育長）

それでは、教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

【署名委員の指名】

児玉典彦（教育長）

本日の議事録の署名委員は吉村委員、小田委員にお願いいたします。

本日の日程は、日程 1 の議案が 11 件、日程 2 の報告事項が 7 件、日程 3 のその他となっております。この日程に関連して、最初に委員の皆さんにお諮りします。議案第 23 号「令和 2 年度 教育委員会及び教育機関の職員の任免について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により会議を公開しないことといたしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは非公開とし、議事録についても非公開といたしたいと存じますが、委員の皆様よろしいですか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

また非公開とすることといたしました議案審議は、日程 3 その他が終わった後に協議を行うことといたしたいと存じますが、委員の皆様よろしいですか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは、そのように進めてまいります。

【教育長報告】

児玉典彦（教育長）

議案審議に入る前に、最初に教育長報告を行います。資料をご覧ください。

2 月 27 日（木）の 18：30 までいつもと同じ日常でしたが、安倍総理大臣の「全国一斉休校要請」の報道が届いた瞬間に空気が一変してしまい、私も竹内部長も自宅にいたのですが、急いでセンターに戻り対応協議をしました。28 日（金）朝に市長に報告して了解をもらい、対応の内容について各学校に文書を発出しました。その後、対策本部会議で報告して、市長と一緒にぶらさがり会見に臨み、センターに戻ってからもずっと緊張感が続いていたように思います。そのような中で、新規採用面接を行い、3 月 1 日（日）には下関商業高等学校の卒業式に出席しました。来賓もいなくて、保護者と 3 年生だけという簡素なものでしたが、それはそれなりに、ある意味感動した卒業式でした。3 月 2 日（月）子供達は登校して、11：00 まで休業中の過ごし方等の色々な説明を受けて下校しました。同日午後には本庁へ行く便があったので、文関小学校へ寄って、教職員にお詫びと感謝の気持ちを伝えました。3 月 3 日（火）には議会の代表質問があり、3 月 4 日（水）には教育委員会臨時会がありました。議会が短縮になったので、3 月 5 日（木）から 13 日に旧市内の小中学校を回って職員室を訪れ、今回の件で苦労をかけることと感謝の気持ちを伝えて参りました。途中でやめてしまおうかとも思いましたが、45 校を回りました。残りの学校は全て電話して、校長を通じて教職員に私の気持ちを伝えてもらいました。3 月

9日（月）に本会議があつて、代表質問がありました。3月12日（木）が常任委員会、3月23日（月）には本会議の評決があり、3月議会定例会が終わりました。その間に人事異動の内示、豊田地区の小学校の統合に関する要望書の受け取りがありました。3月26日（木）には新任管理職研修として、新しく校長先生になる教頭先生と面談して、私なりの校長の心構えを伝えました。本日、3月27日（金）午前中に監査委員会があり、指摘されたところもありましたので、今後を活かしていきたいと思ひます。この間、ずっと緊張感が続いた期間でしたが、私自身は、土日の行事が中止になったので、身体的に楽で、とても体調が良いです。皆さんも忙しい中で、生活のリズムが変わっているかもしれませんが、体調管理に気を付けてください。

以上で教育長報告を終わります。ただいまの報告について、ご質問がございますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

ないようでしたら、日程1の議案審議に入ります。

【議案審議】

議案第21号 下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

児玉典彦（教育長）

議案第21号「下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」について、幼児保育課、東矢課長お願いします。

東矢博信（幼児保育課長）

幼児保育課の東矢でございます。議案第21号「下関市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」につきましてご説明いたします。資料28ページをご覧ください。29ページが新旧対照表になっていますので、併せてご覧ください。本議案は、公立幼稚園の休止に伴う関係箇所の整備を行うものでございます。下関市立江浦幼稚園、川中西幼稚園につきましては、令和2年度から園児募集を停止し、在園児が0人となることに伴い、休止となります。規則別表の「利用定員」の欄を改正するものでございます。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。ご質問、ご意見があればお願いします。はい、吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

これは、名前を残した上で利用定員を0にするということでしょうか。

児玉典彦（教育長）

東矢課長。

東矢博信（幼児保育課長）

まだ休園の状態でございます、廃園となりましたらこの項が削除されることとなります。

児玉典彦（教育長）

ほかにありますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

ないようですので、議案第21号について、承認としてよろしいですか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは承認といたします。

【議案審議】

一括審議

議案第13号 下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

議案第16号 下関市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令

議案第19号 下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第22号 下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

議案第15号 下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

児玉典彦（教育長）

続きまして、議案第13号、16号、19号及び22号は下関市教育委員会の組織改編に関することですので、一括して審議を行いたいと思います。また、議案第15号と16号については、会計年度任用職員制度の創設に伴う規則等の改正でございますので、こちらも併せて一括審議を行いたいと思います。

まず、議案第13号、16号、19号及び22号の教育委員会の組織改編に伴う規則改正について、教育政策課、田村課長、お願いします。

田村尚美（教育政策課長）

それでは、議案第13号、16号、19号及び22号は先月の教育委員会定例会でご報告いたしました下関市教育委員会組織の改編に伴う規則改正となりますので、一括してご審議をお願いします。それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づき、ご説明いたします。

はじめに議案第13号「下関市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則」についてでございます。資料の2ページをお開きください。本規則は、教育委員会の権限に属する事務を処理するための必要な組織を定める規則であり、「図書館政策課」を廃止し、「中央図書館」に業務を集約すること、「教育政策課」及び「美術館」の係の廃止、並びに条例改正等に伴う所要の条文整備を行うものであります。6ページ以降は新旧対照表となっておりますのでご確認ください。

次に、議案第16号「下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。資料の19ページをお開きください。本規則は、教育委員会における事務の決裁等について、必要な事項を定めるものでございます。改正の概要といたしましては、図書館政策課の廃止に伴い、これまで図書館政策課長が有していた事務決裁権限を中央図書館長に付与するものです。加えて、歴史博物館と美術館の人員配置の見直しに伴う条文整備を行うものです。22ページ以降が新旧対照表となっております。

次に、議案第19号「下関市立図書館運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料の25ページをご覧ください。この規則は、図書館運営協議会の組織、委員その他必要な事項について定めるものです。これまで協議会の庶務を図書館政策課で処理していたものを中央図書館が処理するよう条文整備を行うものです。

最後に、議案第22号「下関市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。資料の45ページをお開きください。この規則は、下関市教育委員会の事務部局に勤務する一般職の職員の勤務時間及びその割振り等の特例について定めるものでございます。改正の理由ですが、これも、中央図書館への業務の集約に伴うものでございます。中央図書館のA・Bと2つの勤務態様のなかで、引き継ぎ等が円滑に行えるよう勤務時間の割振りを見直すものです。なお、中央図書館の開館時間は、児童コーナー、新聞・雑誌コーナーのあ

る4階が9時から20時まで、一般コーナー、郷土・参考コーナーのある5階が9時から21時までですが、これについては変更ございません。

以上、議案第13号、16号、19号、22号について、ご説明させていただきました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。条例等の改正ということで、なかなか馴染みにくいところではありますが、ご質問、ご意見がありますか。はい、吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

質問が1つあります。業務の単純化、標準化、集約化というのは必要なもので、時代に応じて行うべきものですが、資料10ページの新旧対照表で、副館長という役職が増えることになっていますが、その理由を教えてください。

児玉典彦（教育長）

副館長という新しい職ができていますが、副館長と館長補佐がどう違うのかという質問になりますが、いかがでしょうか。

田村尚美（教育政策課長）

副館長は「館長を助け、担当事務を掌理する」、館長補佐は「館長を助け、担当事務を整理する」ということで、役割が分担されています。

児玉典彦（教育長）

「掌理」と「整理」の違いが分かりづらいと思うのですが、いかがでしょうか。はい、吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

必要な役職なのではしょうけれど、組織を統合する一方で役職が増えるということで、整理していかうとしているのに煩雑にしていると受け止められるのですが、「掌理」と「整理」を分かりやすく説明していただければと思うのですが。

児玉典彦（教育長）

はい、藤田部次長。

藤田信夫（教育部次長）

これまでの中央図書館に館長と館長補佐がいて、図書館政策課に課長と課長補佐がいました。中央図書館と図書館政策課は違う業務を行っていましたが、今回この組織を一つにするときに、4人をそのまま4人ということではなく、これまでの図書館政策課長が今後は中央図書館長としての業務を行い、中央図書館ラインに副館長がいて、課長であった館長に補佐が必要という整理でございます。ただし、必置の職ではありませんので、業務の体系に合わせて副館長がない場合もありますが、業務の整理上、これらの職があった方が良いのではということでの改正でございます。

児玉典彦（教育長）

そのほかにございますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

引き続き、議案第15号及び第16号の説明を田村課長お願いします。

田村尚美（教育政策課長）

議案第15号につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴う規則改正となります。また、議案第16号につきましては、先程の下関市教育委員会の組織改編に関連する改正と、会計年度任用職員制度に関連する改正もございますので、一括してご説明いたします。

それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づき、ご説明いたします。

はじめに議案第15号「下関市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」についてでございます。資料の17ページをお開きください。本規則は、教育委員会の権限に属する事務について教育長に対して委任する事項を定めるものでございますが、会計年度任用職員制度の創設を機に、その任免について教育長が専決できるようにするとともに、他市及び山口県等の状況、事務能率の効率化等を鑑み、課長補佐級以下の職員の任免についても教育長が専決できるように所要の条文整備を行うものであります。18ページは、新旧対照表となっておりますのでご確認ください。

また、議案第16号「下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」について、資料は19ページでございますが、会計年度任用職員の任免及び服務等について、教育委員会から教育長に委任された事項を所管の職員に決定させることに伴う条文整備を行っております。22ページ以降が新旧対照表となっており、別表第1及び別表第2が当該改正に係るものでございます。以上、議案第15号、16号について、ご説明させていただきました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

児玉典彦（教育長）

議案第15号及び16号の説明がありましたが、ご質問ご意見があればお願いします。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

ないようでしたら、議案第13号、第15号、第16号、第19号及び第22号について、承認としてよろしいですか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは、承認といたします。

【議案審議】

議案第14号 下関市教育委員の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

児玉典彦（教育長）

続いて、議案第14号「下関市教育委員の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」について、教育政策課、田村課長、お願いします。

田村尚美（教育政策課長）

議案第14号「下関市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。資料の15ページをお開きください。

本規則は、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させる事項を定めるものでございます。現状、市長部局の市民部人権・男女共同参画課の職員が行っている人権教育に関する講座等の法的根拠を明確にするため、所要の条文整備を行うものであり

ます。16ページは、新旧対照表となっておりますのでご確認ください。以上、議案第14号について、ご説明させていただきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

児玉典彦（教育長）

ご質問、ご意見がありますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

ないようですので、議案第14号は、承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは、議案第14号は承認とします。

【議案審議】

一括審議

議案第17号 下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

議案第18号 下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

児玉典彦（教育長）

続いて、議案第17号及び第18号は一括審議となります。まずは議案第17号について、学校教育課、大田課長お願いします。

大田一夫（学校教育課長）

議案第17号「下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の制定についてご説明いたします。資料は別冊①、1ページから3ページをご覧ください。非常勤職員の適正な任用及び勤務条件等を確保するため、令和2年度より地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度が始まります。このことに伴い、下関市立学校に勤務する会計年度任用職員の勤務条件等は、市または県の条例で定められ、令和2年4月1日から施行されます。下関市立学校に勤務する会計年度任用職員のうち、県が任用する非常勤職員については、県の条例である「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」及び県の人事委員会規則である「会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」で規定されています。しかしながら、この人事委員会規則では、勤務時間の割振りの決定や休暇の承認等は市教育委員会が行うこととされています。このことから、これらの権限を非常勤職員が実際に勤務する学校の校長が行えるようにするため、当該規則を制定するものであります。以上、議案第17号「下関市立学校の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の制定についてご説明いたしました。

引き続きまして、議案第18号「下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。資料は4ページから7ページになります。公立義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、教育職員の健康及び福利の確保を図るため、国から、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、法的措置に関する指針が示されました。6ページからご覧ください。この指針の趣旨は、教師の長時間勤務の実態を踏まえ、時間外勤務を命じられていない学校教育活動に関する業務を行う時間も含めて、教師の業務量の適切な管理その他教師のサービスを監督する教育委員会が教師の健康及び福祉を図るために講ずべき指針として定められました。対象の範囲は、公立の義務教育小学校の管理職を含む教育職員全てとなります。業務を行う時間の上限はICカード等を用いて教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を在校等時間とし、さらにこ

の在校等時間から勤務時間の7時間45分を除いた時間外在校等時間についても管理の対象とします。端的に申しますと、朝出勤してから帰るまでの全ての時間から勤務の時間を除いたものを時間外在校等時間と新たに定義されています。この時間外在校等時間の上限を1か月45時間以内、1年間では360時間以内、児童生徒に係る臨時的特別な事情により業務を行わざるを得ない場合だけ1か月100時間未満、1年間で720時間以内とし、連続する複数月の平均時間を1か月あたり80時間以内、45時間を超える月は年間6か月までとしております。教育委員会が講ずべき措置としては、この指針を参考にしながら、時間外在校等時間の上限方針を市教育委員会規則等で定めることや、在校等時間の客観的計測を行うこと等が示されています。この指針に基づき、教育委員会としましては、市立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等に関する方針を定めるため、下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正するものがあります。以上、「下関市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたしました。ご審議の程よろしくお願いいたします。

児玉典彦（教育長）

ご質問、ご意見があればお願いします。はい、吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

皆さんも含めて、1か月の残業時間等が決まっていますが、ワークライフバランスという観点から、短い時間で効率よく仕事を進めていただいて、学校であれば、その時間の中で子供達がきちんと教育を受けられる環境を作っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

児玉典彦（教育長）

そのほかにございますか。はい、小田委員。

小田耕一（教育長職務代理者）

教育委員会から各学校への指導が行われるということで、その骨子や具体的な内容について、学校とよく了解を取りながら進めていくということが大切ではないかと思えます。強力に進めなければならないことではありますが、学校の事情等も鑑みながら進めていただけたらと思います。以上です。

児玉典彦（教育長）

そのほかによろしいでしょうか。はい、吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

民間企業もそうですし、学校もそうですが、決まりを作っても長時間労働はなかなか無くならないのが実態だと思います。例えばIT機器の導入など、これをやれば大勢の先生方のこんな時間を削減できるというようなものを見つけて、それを一つずつ増やしていくことが必要だと思います。また、先生方にも無作業時間・遊休時間があると思いますが、それを如何にうまく使って終業時間を前に持ってくるのかを教育委員会が好事例として波及していくということも大事ではないかと思えます。よろしくお願いします。

児玉典彦（教育長）

今の意見を受けて、大田課長、コメントがありますか。

大田一夫（学校教育課長）

ありがとうございます。教員の業務をどうにかしたいという思いはありますが、なかなか進まないところで、この例規改正が一步になるのではと思います。下関市では昨年からは夏季休業短縮の準備を進めて参りましたが、併せて学校の方では、長年の教育課程の中で、あつて当たり前だった諸行事がたくさんありましたが、これを思い切って減らしていく・違うものに統合する等、こ

の1年は大きく動いたと思います。来年度にその成果が出て、この上限規制の中でどのように達成できていくか、我々としてもしっかりやっていきたいと思います。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございます。語弊があつてはいけませんが、私が教育長になって、教員の時間外を削減することに一番力を注いできたと思いますが、なかなかうまくいっていない現状です。このように上限が示されたので、上限を守れるような学校現場を作っていきたいと思います。そのほかにはよろしいでしょうか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは議案第17号及び18号について承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは議案第17号及び18号を承認いたします。

【議案審議】

議案第20号 下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則

児玉典彦（教育長）

続きまして、議案第20号「下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則」について、菊川教育支所、山本支所長、お願いします。

山本洋美（菊川教育支所長）

菊川教育支所の山本です。よろしく願いいたします。資料は27ページです。それでは、議案第20号「下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例施行規則を廃止する規則」についてご説明いたします。本議案は、下関市議会令和元年第4回定例会で可決されました、下関市菊川青年交流館の設置等に関する条例の廃止を受け、その条例の施行規則を廃止しようとするものです。

菊川青年交流館は10月の教育委員会定例会でもご説明させていただきましたとおり、令和2年4月1日から菊川児童クラブの施設として活用されることになっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

児玉典彦（教育長）

ご質問、意見があればどうぞ。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは、議案第20号について承認としてよろしいでしょうか。

児玉典彦（教育長）

それでは、本件については承認いたします。

【報告事項】

下関市立小学校への通級指導教室新設について

児玉典彦（教育長）

続いて日程2報告事項に移ります。「下関市立小学校への通級指導教室新設について」、学校教育課 大田課長、お願いします。

大田一夫（学校教育課長）

下関市立小学校に通級指導教室を新たに設置することとなりましたので報告いたします。別冊資料8ページをお願いします。設置校は、下関市立安岡小学校、下関市立熊野小学校の2校です。設置年度は令和2年度からとなります。県に対しては加配教員を要望しておりましたが、残念ながら配置となりませんでした。そのため、名池小学校、誠意小学校からそれぞれ教員を異動させての配置となります。設置目的は、下関市内各通級指導教室の混雑状況を改善するとともに、自校での通級による指導を受けられるようにすることで、児童一人一人の教育的ニーズに沿ったきめ細かな指導、支援を実現するためです。今回の新設で、通級による指導を他校で受けていた児童が、在籍校で通級による指導を受けられるようになります。この新設により、下関市内には小学校では、名池小学校・江浦小学校・小月小学校・豊浦小学校・安岡小学校・山の田小学校・熊野小学校・誠意小学校の8校、中学校では日新中学校・彦島中学校の2校で設置されることになります。以上、下関市立小学校への通級指導教室の新設についてご報告いたします。

児玉典彦（教育長）

今の説明について、ご質問、ご意見があればどうぞ。はい、児島委員。

児島まさ子（教育委員）

自校で通級指導を受けられるというのはすごいメリットだと思いますが、今後もこのように増やしていくということが考えられますか。

児玉典彦（教育長）

はい、大田課長。

大田一夫（学校教育課長）

おっしゃるとおりで、移動の負荷や煩雑さが親に掛かるため、通級に行きたいけれど行けない児童生徒がたくさんいます。いわゆる「小さな通級」として、できるだけ自校で通級指導を受けられることを目指すようにしていきたいと考えています。ただ、現在の定数の仕組みでは難しいのですが、今回思い切ってやってみたところ、県の感触も良いようで、今後の定数の見直しとしては、少しずつこのような少数のものに移行していくのではないかと、我々も県へ発信できたのではないかと考えています。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。そのほかはよろしいでしょうか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

ないようですので、本件について報告済みとします。

【報告事項】

向山小学校敷地内における自動車損傷事故について

児玉典彦（教育長）

続いて、「向山小学校敷地内における自動車損傷事故について」、学校支援課、大賀課長、お願いします。

大賀健（学校支援課長）

学校支援課です。よろしく申し上げます。資料は47ページからになります。11月の定例会で報告いたしました向山小学校敷地内における自動車損傷事故について、事故処理が完了いたしましたのでご報告いたします。この事故は、令和元年10月8日（火）午後3時30分頃に校務技士が刈払機で草刈りを行った際の飛び石が原因で、49ページの写真のとおり、車の後部ガラスの全損及び後部車体を損傷させたものでした。損害賠償額は、252,018円です。なお、全額が学校災害賠償補償保険の適用となりました。専決処分を令和2年1月28日、示談を令和2年2月10日に行い、損害賠償金を令和2年2月28日に支払い、事故処理を完了いたしました。なお、本件は6月定例市議会に報告する予定でございます。以上で報告を終わります。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。本件について、ご質問、ご意見がありますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは報告済みといたします。

【報告事項】

学校給食施設再編整備について

児玉典彦（教育長）

続いて、「学校給食施設再編整備について」、学校保健給食課、山本課長、お願いします。

山本匡章（学校保健給食課長）

学校保健給食課です。「学校給食施設再編整備について」をご説明いたします。資料50ページをお開きください。今回の資料は、学校給食施設再編整備事業の業者の募集条件の概要についてご説明いたします。1. 施設整備について、大量調理施設衛生管理マニュアルを基本とした現在の衛生管理基準に適合した施設で、8,000食/日の給食を現在と同様に食缶に入れて配送します。また、専用のアレルギー対応調理室を備え、アレルギーの元となる食材の混入を避けるようにいたします。アレルギーの元となる食材として想定しているのは、いわゆる特定原材料である卵、小麦、エビ、カニ、そば、ピーナッツ、牛乳です。2. 維持管理について、定期点検、清掃、施設設備と食器と食缶の管理を行い、修繕や交換も業務に含みます。3. 運営について、地場産食材の使用等の食育への協力、地元業者からの食材調達、事故からの早期復旧計画を作成する等を求めます。4. その他について、新調理場整備に影響を受ける調理員等の採用に配慮を求め、市から災害対応要請があった場合は協議に応じることを求めます。51ページをご覧ください。事業期間ですが、事業者の募集を開始してから33か月を想定しています。以上ご報告いたします。

児玉典彦（教育長）

それではご意見等ございますか。吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

運営、その他に記載のある災害に関係しますが、今般のコロナウイルス感染防止等の事業を停止せざるを得ない対応になった場合に、委託の相手方である民間企業の破綻も視野に入れなければいけないと思いますが、市としての危機管理に対する考え方をお聞きしたいと思います。

山本匡章（学校保健給食課長）

運営に関して委託料を一括して支払いますので、市の都合で給食の提供期間を変更しても委託料としては変わりません。ただ、委託料算出の中には一部従量で、いわゆる使った分だけ支払を請求されるものや物価の変動に影響を受ける部分もあります。相手方が事業継続できるよう、給食が停止したことで損害を受けないように配慮したいと思います。

児玉典彦（教育長）

はい、藤井委員。

藤井悦子（教育委員）

食育への協力に関して、献立案の作成や教育活動に協力するとありますので、ふく給食やくじら給食を引き続き実施していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

児玉典彦（教育長）

そういったあたりは大丈夫そうですか。

山本匡章（学校保健給食課長）

献立は基本的に市が承認しますので、これまでにやっていたイベント給食等はやっていくようになります。ふくや鯨はこれから入手困難になりますが、入手できるよう取り組んでまいりたいと思います。

児玉典彦（教育長）

そのほかはよろしいでしょうか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは、本件について報告済みとします。

【報告事項】

令和2年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について

児玉典彦（教育長）

続いて、「令和2年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について」、濱崎課長、お願いします。

濱崎真二（文化財保護課長）

文化財保護課です。「令和2年度重要文化財旧下関英国領事館の休館日及び開館日の変更について」報告いたします。資料は52ページ、席上配付の別添資料をお願いします。重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第5条の規定に基づき、休館日及び開館日を変更するものでございます。例年のこととございますが、原則毎週火曜日を休館日といたしまして、施設の良好な維持管理を図ることといたします。なお、5月5日、9月22日、2月23日につきましては、祝日につき、人出が多いことが想定されるため開館の予定でございます。また、このほかに多くの人出が想定される、年始の1月2日、3日、4日につきましては開館することとし、来館者に

対して施設の存在とその価値を広く周知・普及したいと考えています。よろしく願いいたします。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。今の報告について、ご意見等ございますか。はい、吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

現状が特別な期間ではありますが、これはあくまで平常時での開館カレンダーということでのよろしいでしょうか。

児玉典彦（教育長）

はい、濱崎課長。

濱崎真二（文化財保護課長）

あくまで現在の状況が平常化した前提での予定でございます。

児玉典彦（教育長）

そのほかにもございますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは、本件について報告済みといたします。

【報告事項】

下関市立図書館の開館時間について

児玉典彦（教育長）

続いて「下関市立図書館の開館時間について」、図書館政策課、鶴田参事、お願いします。

鶴田将之（教育部参事 図書館政策課長事務取扱）

図書館政策課です。よろしく申し上げます。下関市立図書館の開館時間についてご報告いたします。資料は53ページをお願いします。下関市立図書館の設置等に関する条例第4条の規定に基づきまして、令和2年度における下関市立中央図書館の開館時間を変更するものでございます。令和2年8月13日（木）の開館時間を午前9時から午後5時までとし、令和2年8月22日（土）及び23日（日）の開館時間を午前9時から午後5時までとするものでございます。これらは例年のことですが、関門海峡花火大会、馬関まつりによりまして、中央図書館周辺で交通規制が実施されます。また、当日はお祭りでございますので、館内に飲食物を持ち込まれ図書館資料の汚損破損につながりますので、早めに閉館するものでございます。以上ご報告いたします。なお、令和3年4月より新図書館システムの稼働を予定しており、更新作業のため令和3年3月中に休館日を設けることとなりますが、これについてはスケジュールが決まり次第別途ご報告させていただきます。以上です。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。今の件について、ご意見等ございますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは、本件について報告済みといたします。

【報告事項】

令和2年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について

児玉典彦（教育長）

「令和2年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館について」、美術館、中村参事、お願いします。

中村美幸（教育部参事 美術館長・歴史博物館副館長事務取扱）

美術館でございます。よろしく申し上げます。令和2年度下関市立美術館の臨時休館及び臨時開館についてご報告いたします。資料55ページをご覧ください。下関市立美術館の設置等に関する条例第2条の規定に基づき、令和2年度は56ページの表のとおり臨時休館及び臨時開館をいたします。臨時休館日でございますが、主には展覧会の展示及び特別展内覧会のため、また、階段カーペットの張替え作業のため、計39日間臨時休館いたします。また、臨時開館につきましては、月曜日が祝日の計4日間を臨時開館いたします。これは、多くの来館者が見込まれるためでございます。以上、ご報告いたします。

児玉典彦（教育長）

ただ今の報告について、ご意見等ございますか。吉村委員。

吉村邦彦（教育委員）

11月10日から15日の休館が工事、施設改修のため、17日から22日も工事、施設改修のためということで、間の16日はもともとお休みで、休館ではないということでしょうか。

中村美幸（教育部次長 美術館長、歴史博物館副館長事務取扱）

11月16日は通常の休館日でございます、実質13日間休館ということですか。

児玉典彦（教育長）

そのほかにもございますか。児島委員。

児島まさ子（教育委員）

美術館の階段のカーペットがかなり傷んでいたようでしたので、交換を楽しみにしています。

児玉典彦（教育長）

よろしく申し上げます。そのほかにもございますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは、本件について報告済みといたします。

【報告事項】

令和2年度下関市立東行記念館の臨時開館について

児玉典彦（教育長）

「令和2年度下関市立東行記念館の臨時開館について」、同じく中村参事、お願いします。

中村美幸（教育部参事 美術館長・歴史博物館副館長事務取扱）

歴史博物館です。よろしくお願ひします。東行記念館の令和2年度の臨時開館についてご報告いたします。資料57ページをご覧ください。下関市立東行記念館の設置等に関する条例第3条に基づき、東行記念館の休館日は、月曜日、祝日の翌日及び年末年始としています。月曜日が祝日であったり、祝日の翌日がまた祝日であったりした場合に臨時開館しております。ご覧のように、令和2年度は12日間の臨時開館になります。(1)月曜日が祝日のため開館する場合で、5日間ございます。(2)は祝日の翌日がまた祝日の場合で、ご覧の4日間です。(3)は祝日の翌日が土曜日または日曜日となる場合の開館でございます、2日間です。最後に(4)が祝日の翌日がゴールデンウィーク中の平日のため開館いたします、ご覧の1日です。いずれも多くの方が見込まれるため臨時開館するものでございます。以上、ご報告いたします。

児玉典彦(教育長)

ただ今の報告について、ご意見等ございますか。吉村委員。

吉村邦彦(教育委員)

せっかく利用者のために開館するということですので、開館のプロモーションをお願いします。

中村美幸(教育部次長 美術館長・歴史博物館副館長事務取扱)

年間のスケジュールなどを掲示する等、広報に努めたいと思います。

児玉典彦(教育長)

そのほかにもございますか。

(ありません)

児玉典彦(教育長)

それでは、本件について報告済みといたします。

【その他】

児玉典彦(教育長)

日程3その他ですが、何かございますか。はい、小田委員。

小田耕一(教育長職務代理者)

コロナウイルスの関係で、色々な施設が休館していると思いますが、教育委員会管轄の各施設で考え方等ございましたら、共有しておいた方が良いと思います。

竹内徹(教育部長)

休館している施設に「いつ開館するのか」という問い合わせは来ますが、特別な問い合わせはないです。公民館等でのダンス教室や卓球などで、地元の方からなぜ止めないのかであったり、逆に参加したい人はいつ再開するのかという両方の問い合わせがあったりします。今の時点では、4月1日から開館することで動いております。

児島まさ子(教育委員)

美術館や歴史博物館は日頃入場者数が少ないところは、休校中の子供達が時間を持て余していることもあり、逆に開けた方がいいのではというご意見も聞きました。図書館は勉強する方が一斉に集まることが想定されるのですけれども、このような非常事態はそうあるものではありませんので難しいとは思いますが、市の施設として一括で考えるのではなく柔軟性があるのかなどと思います。また、公民館についてですが、北九州市は3月頭から市民センターは閉まっています、文化活動は全部無くなっているのですけれども、下関は開いていていいねとうらやましながら

れています。多くの方が使うような団体で、自主的に自粛されている方もいらっしゃるようですが、隣の市でも違った動きをしていますし、同じ下関の施設でも用途に応じて臨機応変に対応していただけたらとお願いしたいと思います。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。今後の状況がどうなるか分かりませんので、開館、休館の判断等の参考にしたいと思います。そのほかにございますか。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

無ければ、次回の日程ですが、令和2年4月20日（月）午前10時00分から下関市教育センター3階中研修室で開催の予定です。委員の皆さんよろしいでしょうか。

（はい）

《非公開部分始まり》

【議案審議】

議案第23号 令和2年度 教育委員会及び教育機関の職員の任免について

児玉典彦（教育長）

それでは、ここから非公開案件に入ります。「令和2年度 教育委員会及び教育機関の職員の任免について」、竹内部長、お願いします。

竹内徹（教育部長）

それでは議案第23号「教育委員会及び教育機関の職員の任免について」をご説明いたします。別冊②をお願いします。議案第23号は、令和2年3月31日付け及び令和2年4月1日付けで、別紙のとおり職員の任免を行うものです。資料は、2ページから3ページまでが教育委員会からの転出等、4ページから6ページまでが転入・昇任等、7ページが再任用、8ページが採用、9ページが退職、そして10ページが再任用任期満了になります。教育委員会から、3月31日付けで市長部局等へ転出となる職員が20人（教員5人を含まず）、退職者が5人、再任用任期満了者が8人となっております。また、4月1日付けで、新しく教育委員会に転入してくる職員が21人（参事併任1人を含み、教員8人を含まず）、昇任する職員が6人、配置換えの職員が13人、再任用が7人、新規採用者が1人となっております。今回の異動により、令和元年度（3月）と比べて、教育委員会全体で、職員数は4人の減となります。各課館における増減はありますが、職員数減の主な要因は、各教育支所において1人ずつ減となっていることによるものです。なお、美術館長には、現・歴史博物館長である吉川宗利氏にご就任いただくこととなっております。以上議案第23号についてご説明いたしました。ご審議の程お願いいたします。

児玉典彦（教育長）

ありがとうございました。本件について、ご質問、ご意見があればどうぞ。

（ありません）

児玉典彦（教育長）

それでは本件について承認としてよろしいでしょうか。

（はい）

児玉典彦（教育長）

それでは承認いたします。

《非公開部分終わり》

【閉会の宣告】

児玉典彦（教育長）

これで本日の議事は終了いたしました。本日の定例会が最後となりました児島委員に一言退任の挨拶をお願いしたいと思います。

児島まさ子（教育委員）

本日が最後の定例会ということで、一言ご挨拶させていただきます。心許ないふつつかな委員で、皆様にはご面倒をおかけしました。児玉教育長さん、色々とサポートいただきありがとうございました。小田委員さん、吉村委員さん、お世話になりました。藤井委員さんには、4年間色々とお世話をいただき、本当に感謝しております。色々にご面倒ご迷惑をおかけしましたけれども、皆様の温かい支えで何とか教育委員として4年間過ごすことができました。その間、事務の方も入れ替わりがありまして、本当にたくさんの方にお世話になったと思います。ここにいらっしやらないお世話になった方にも感謝の気持ちでいっぱい、その方達にもお伝えしたいという気持ちです。教員働き方改革、いじめ問題、設備投資などの問題が山積みの中で、コロナ対策で本当に大変だと思いますけれども、子供達の未来と住みよい下関のために、これからも頑張ってください。私もできる限りお手伝いできればと思っています。本当にありがとうございました。

児玉典彦（教育長）

お疲れさまでした。これで定例会を終了いたします。

（お疲れ様でした）

署名

教育長

署名委員

署名委員

作成職員